

すこやか

第31号

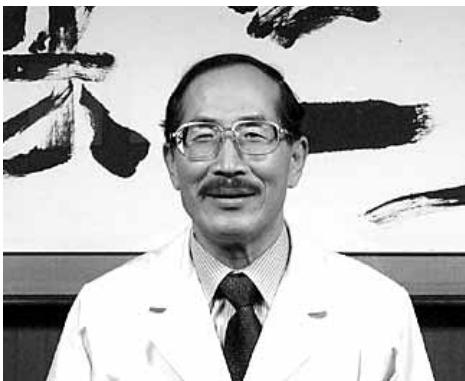
2008/5/1

編集：市立伊丹病院患者サービス向上委員会

発行：市立伊丹病院 TEL 072-777-3773

<http://www.hosp.itami.hyogo.jp/>

就任ごあいさつ



平成20年4月より市立伊丹病院事業管理者に就任いたしました中田精三です。

当院は昭和32年に開院以来、昨年、50周年という節目の年を迎え、平成20年度は新たな目標に向けての再スタートの年であります。このような記念となる年に、当院にとっては初めての専任の事業管理者として就任いたしましたことを大変光栄に思いますと

ともに、公立病院が存亡の危機と言われる今、その責任の重大さを痛感しているところであります。

深刻な医師不足と診療報酬の引き下げ、矢継ぎ早の医療制度改革、療養病床に続く一般病床の大幅削減、平均在院日数の短縮化など、病院経営はまさに構造的、政策的危機の中にあり、大所高所からの批判も強くなっておりませんが、総務省公立病院改革ガイドラインが示すように、公立病院にとっては存続を賭けて身を削るが如き厳しい改革が求められています。

こうした環境の下、経営を預かる事業管理者として、医師・看護師など人的資源の確保に努めるとともに、明確な病院運営方針に基づいた経営改革を断行し、医業収入の回復と経費の削減を実現したいと考えております。

しかし、もとより、これらは私一人で行えるものではありません。医師・看護師・コメディカルなど職員全員が一体となって遂行しなければなりません。

そして、市民、患者の皆様の篤いご支援を得て、当院が真に伊丹市の中核病院として、地域医療の向上に寄与貢献できますことを切に願うものであります。

何卒、ご支援・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度って？

75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は
平成20年4月から「後期高齢者医療」で医療を受けます

平成20年3月まで

国保や会社の健康保険などに加入しながら「**老人保健**」で医療を受けます

窓口で提示するもの

- ・ 加入している医療保険の保険証
- ・ 医療受給者証
- ・ その他医療券等

保
険
証

給
医
者
療
証
受



平成20年4月から

後期高齢者だけの新しい医療制度
「**後期高齢者医療**」で医療を受けます

窓口で提示するもの

- ・ 新たに発行される後期高齢者医療の保険証
- ・ その他医療券等

保
険
証

- 75歳（一定の障害があり、申請により認定を受けた人は65歳）以上の人は後期高齢者医療制度に加入します。
- 75歳以上の会社の健康保険や共済組合等などの被扶養者だった人も加入します。
- 新たに後期高齢者医療の保険証が1人に1枚交付されます。
- みなさんの保険料は大切な財源です。保険料は原則として年金から徴収されます。
- 病院などの窓口で支払う自己負担金は1割（現役並みの所得のある人は3割）です。
- お住まいの市町村が加入して設立された地方公共団体である後期高齢者医療広域連合が運営しています。

こんなときどうなるの!?

Q1

各種手続きは、市町村ではなく広域連合の窓口にいかななくては行けませんか？

保険料の徴収事務や照会業務は市町村が担当していますので、手続きも市町村の窓口で行われます。

Q2

保険料はどの程度になるのですか？

保険料の算定方法は被保険者全員が頭割で負担する均等割額と被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計となります。

所得の低い人は均等割額が減額（7割、5割、2割）されます。

均等割額と所得割率は広域連合ごとに条例で決められ、2年ごとに改定されます。

Q3 自分で保険料を払っていなかったひとは？

会社の健康保険や共済組合などの被扶養者で、自分で保険料を払っていなかった人も保険料を払いますが、軽減措置として被保険者の資格を得た月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割は課せられません。

さらに、20年9月までは保険料が免除、20年10月から21年3月末までは保険料を9割減額される経過措置が設けられています。

Q4 保険料の納め方は？

年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が天引きされます。（特別徴収）。それ以外の場合は市町村に納めます（普通徴収）。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象となりません。

Q5 保険料滞納の場合、保険証を取り上げられると聞いていますが？

老人保健制度ではなかったのですが、国民保険制度と同様、資格証明書が発行され、保険証が取り上げられる扱いとなっています。

Q6 保険給付の内容はこれまでの老人保健制度と異なりますか？

保険給付の内容は、従来の老人保健制度と同じですが、20年4月から新設される医療と介護を合わせた負担が過重な場合の給付と広域連合ごとの条例で規定された給付を加えたものになります。

Q7 転居したときは、届出が必要ですか？

他の市町村へ転居した場合は、まず、居住する市町村で資格喪失の手続きを行い、保険証を返還し、「負担区分等証明書」を受け取って、転居先の市町村へ資格取得手続きを行い、被保険者証をもらいます。同じ市町村内の転居であれば、住所変更手続きのみとなります。

Q8 75歳以上の後期高齢者に対する特定健診・特定保健指導はどうなるのですか？

各保険者に義務化されている特定健診・特定保健指導は、75歳以上に対するものは広域連合の「努力義務」とされています。

Q9 広域連合と市町村の役割を教えてください。

広域連合：後期高齢者医療制度の保険者で被保険者証等の発行、保険料の決定、医療の給付などを行います。

市町村：窓口業務を行い、申請や届出の受付、保険料の徴収、被保険者証等の引渡しなどを行います。

《各種手続きや制度についての詳しいお問い合わせは、
各都道府県の広域連合又は市町村の窓口まで。》

☆新規オープンいたしました



地下1階 食堂(ひまわり)

営業時間
平日
10:00~15:00
土・日・祝は休み



1階ロビー コンビニエンスストア (ローソン)

営業時間 7:00~24:00
年中無休

地下1階売店 (診療材料販売)

営業時間
9:00~17:00
土・日・祝は休み



☆医師の人事異動がありました

採用		退職	
(平成20年4月1日)		(平成20年3月31日)	
事業管理者	中田 精三	泌尿器科医長	木村 伸悟
産婦人科部長	八木 美佐子	内科医員	福岡 準人
放射線科医長	中山 圭子	内科医員	築家 直樹
内科医長	木下 善詞	整形外科医員	栗田 正浩
耳鼻いんこう科医長	太田 有美	皮膚科医員	河野 容子
内科医員	出上 裕之	歯科口腔外科医員	濱田 正和
歯科口腔外科医員	桂 智子	内科後期研修医	姜 信午
内科後期研修医	南坂 朋子	麻酔科後期研修医	神足 正道
内科後期研修医	岩崎 竜一郎	放射線科後期研修医	城後 篤志
小児科後期研修医	中野 さやか		
整形外科後期研修医	尾崎 律郎		
皮膚科後期研修医	藤本 朋子		
泌尿器科後期研修医	仁田 有次郎		
(平成20年5月1日)			
小児科後期研修医	世間瀬 基樹		

(臨床研修医は除いています)



保険医療機関では毎月、患者様に保険証の提示をお願いしております。月初めには初診受付で保険証の提示、確認にご協力くださいますようお願いいたします。